

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

## 回 覧



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！  
今金町では、**10万円一括現金給付**します。

※当初は5万円現金を先行給付、春頃に5万円分クーポン給付の予定でしたが、上記のとおり変更します。

### はじめに・・・申請は必要ですか？

- ◆**12月8日付**「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）についてのお知らせ」通知を受け取った方は、**申請不要**です。令和3年12月中に支給予定です。（今金町から児童手当を受給している方が対象）
- ◆**12月17日付**の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金についてのお知らせ」を受け取った方は、**申請が必要**です。（児童の対象範囲内で今金町に住民登録歴がある、高校生のみ養育世帯、公務員世帯等）
- ◆上記以外の対象者は、**申請が必要**ですので、裏面記載の窓口までお問い合わせください。（単身赴任の公務員の方等）

### 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和3年9月分の**児童手当（本則給付）支給対象**となる児童
- ②9月30日時点で**高校生**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた**児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）**

### 2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

### 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円です。

### 4. いつもらえるの？（支給時期）

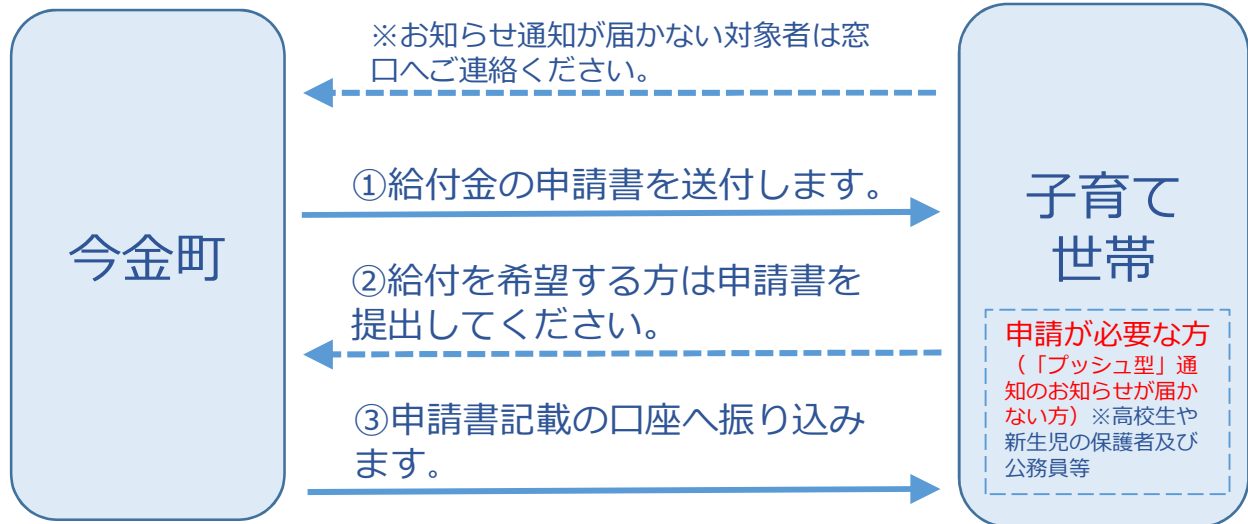
- ◆申請不要対象者は、12月中に支給予定です。
  - ◆申請が必要な対象者は、令和4年1月以降に支給予定です。
- ※支給予定日は、申請があった後に送付する通知でお知らせします。

### 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者  
令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
- ②支給申請を行った保護者  
申請書で指定した口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 申請が必要な方の流れ（令和4年1月以降に支給見込みです）



### 申請書に添付する書類

- ◆令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書、継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳の写し、給料明細書の写し等）
- ◆上記書類がない場合は、申請者及び配偶者の方の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書（令和3年1月1日時点で住所が今金町にある方は、庁内連携で所得を確認できるため不要です）
- ◆場合によってはその他の書類の提出を求めることもあります。

### こんなときはどうなるの？

#### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給した引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

#### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、今金町で子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

### お問い合わせは



今金町役場 保健福祉課（今金町総合福祉施設としべつ内）

「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

電話：82-2780（受付時間：平日8:30～17:15）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに今金町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに今金町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。